

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和7年度乳児等支援支給認定証発行業務
発注課	子) 調整担当課
選定事業者	TOPPAN株式会社 東日本事業本部北海道事業部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、令和8年度以降の「こども誰でも通園制度」の実施に伴い必要となる給付認定を行うにあたり、「こども誰でも通園制度事務処理センター等運営業務」（以下「事務センター運営業務」という。）において運用する利用予約システムで保有する情報をもとに、認定証の作成等を行う業務である。 業務の履行にあたっては、事務センター運営業務を履行中のTOPPAN株式会社東日本事業本部北海道事業部において、利用者の情報取得や利用予約システムのアカウント管理等の作業と一体的に行うことで、業務の履行期間の短縮、履行品質の確保が可能となる。 したがって、競争に付することが不利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するものとする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号